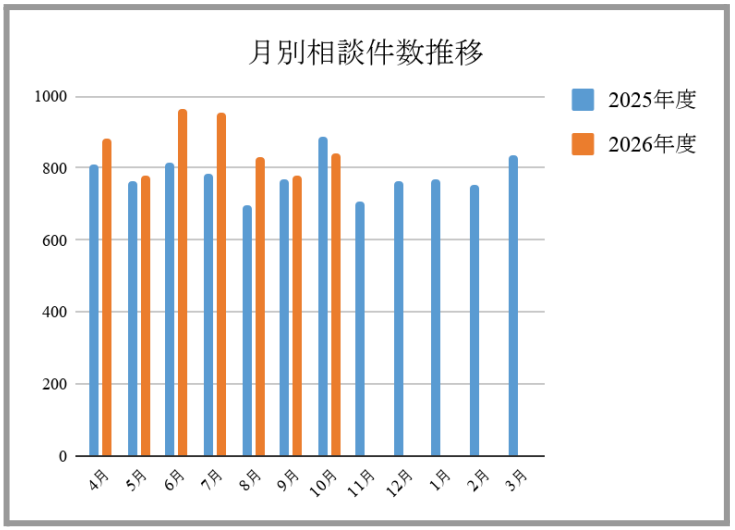
令和８年10月の消費生活相談受付状況（速報）　（検索日：令和８年11月10日）

担当：札幌市市民文化局市民生活部
消費生活課　調査指導係
TEL：011-728-2111

１　概況

10月の相談件数は841件で、前月と比べると61件（7.82%）の増加となっています。また前年同月と比べると47件（5.29%）の減少となっています。



【商品・役務別相談】

賃貸アパート退去時の原状回復費用の負担に関することなどの「集合住宅」の相談が114件で、相談全体の13.56%を占め、前月と比べて13件（12.87%）の増加となっています。

次に、「健康食品」の相談が80件で、相談全体の9.51%を占め、前月と比べて25件（45.45%）の増加となっています。お試しのつもりで商品を注文したところ、定期購入が条件になっていたなどの相談が寄せられています。

次に、商品・役務が特定されない契約や解約に関することなどの「商品一般」の相談が61件で、相談全体の7.25%を占め、前月と比べて3件（5.17%）の増加となっています。注文した覚えのない商品が届いたなどの相談が寄せられています。

【商品・役務別相談上位５品目（10月）】

順位	前月	商品・役務名	件数
1	→	集合住宅	114
2	↗	健康食品	80
3	↘	商品一般	61
4	↗	化粧品	52
5	↘	役務その他	50

次に、美容液やファンデーションに関する「化粧品」の相談が52件で、相談全体の6.18%を占め、前月と比べて12件（30.00%）の増加となっています。「健康食品」と同様に、お試しのつもりで商品を注文したところ、定期購入が条件になっていたなどの相談が寄せられています。

次に、廃品回収サービスや副業等に関する「役務その他」の相談が50件で、相談全体の5.95%を占め、前月と比べて8件（19.05%）の増加となっています。

【相談件数が増加した商品役務】

直近で相談件数が増加した商品役務とその相談概要をご紹介します。

●他の健康食品（9月53件 → 10月72件）

＜相談概要＞（50代　女性）

ダイエットサプリメントが５００円で試せて、『１回だけで解約ＯＫ』と表示があり、コンビニ後払いで注文した。５日後に届いたので支払いをした。後日解約したいと架電したところ、初回解約の場合は９，４８０円の違約金が発生すると規約に書いてあると言われた。見た覚えがないと伝えると規約のＵＲＬを送ると言われた。届いたＵＲＬを開くと契約条件の記載があるが、見た覚えがなく納得いかない。

＜助言内容等＞

インターネット通信販売の定期購入のトラブル事例等を説明し、定期購入契約に関しては通信販売の広告や申込確認画面上に、定期購入契約である旨及び支払代金の総額等や契約の解除に関する事項、契約期間その他の販売条件を表示する必要があることを情報提供した。広告や確認画面に定められた事項が記載されている場合は原則従うことになるが、誤認するような表示があった場合は取消しを主張したり、表示が分かりにくい場合にはその旨を指摘して話し合いをする方法があることを説明した。実際の広告から表示を確認するよう指示すると、チャット式の注文画面で契約条件が一瞬表示されたがすぐに注文者情報入力画面になり、上にスクロールしないと契約条件が確認できない作りであったと報告があり、その点を指摘して解約交渉するよう助言した。その結果、違約金なしで解約できたと報告があった。

２　相談件数の推移及び区別内訳

札幌市消費者センター　2026年度　月別相談件数

※　本表は全国消費生活情報ネットワーク(PIO-NET)登録前の情報として作成した「速報」であり、今後、内容が変更される場合があります。

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
2025年度	812	764	814	784	694	770	888	707	763	771	754	833	9,354
2026年度	881	781	965	954	832	780	841						6,034
前年度比	8.50%	2.23%	18.55%	21.68%	19.89%	1.30%	-5.29%						

区別内訳

中央区	112	90	123	148	97	113	122						805
北区	104	90	104	118	113	99	122						750
東区	81	104	128	112	93	107	102						727
白石区	96	63	109	88	75	75	74						580
厚別区	38	26	51	48	28	36	38						265
豊平区	91	78	92	101	89	99	104						654
清田区	30	38	35	34	30	35	37						239
南区	37	38	53	53	46	56	45						328
西区	75	72	87	86	63	72	104						559
手稲区	39	44	42	49	34	39	55						302
その他	178	138	141	117	164	49	38						825

※その他は市外居住者又は住所不明